

報道関係者 各位

令和6年6月27日

【照会先】

年金局（代表電話）03(5253)1111

事業管理課

国民年金適用収納専門官 鈴木（内線 3664）
（直通電話）03(3595)2730

事業企画課調査室長補佐 東郷（内線 3582）
日本年金機構国民年金部長 高橋
（直通電話）03(6892)0762

令和5年度の国民年金の加入・保険料納付状況を公表します

～昨年度に引き続き、国民年金第1号被保険者の最終納付率80%超を継続～

厚生労働省では、このほど、令和5年度の国民年金の加入・保険料納付状況を取りまとめましたので公表します。

国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況を見るための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出しています。

本資料では、未納分を遡って納付できる過去2年分を集計した「最終納付率」等についてまとめています。

- ◇ 第1号被保険者の令和5年度最終納付率（令和3年度分保険料）^{（注1）}は、83.1%
・ 前年度から2.4ポイント増加し、平成24年度最終納付率（平成22年度分保険料）64.5%から18.5ポイント増加し、11年連続で上昇。

注1）令和5年度最終納付率：令和3年4月分～令和4年3月分の保険料納付対象月数のうち、令和6年4月末までに納付された月数の割合。

- ・ 統計を取り始めた平成16年度最終納付率（平成14年度分保険料）以降、最高値
- ・ 現年度納付率（令和5年度分保険料）は77.6%（前年度から1.6ポイント増）となっており、平成23年度の現年度納付率（平成23年度分保険料）から12年連続で上昇している。

- ◇ 国民年金第1号被保険者が減少する中、納付月数は7,701万か月と昨年度より約40万か月増加、全額免除・猶予者は596万人と令和4年度より11万人減少。

- ◇ 令和5年度末の未納者^{（注2）}は、79万人であり、前年度より10万人減少。
なお、厚生年金保険被保険者（第1号厚生年金被保険者の収納率は98.7%）、国民年金第3号被保険者等も含めた公的年金加入対象者全体で見ると、未納者は約1%（別添資料1及び2）

注2）未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（令和4年4月～令和6年3月）の保険料が未納となっている者。

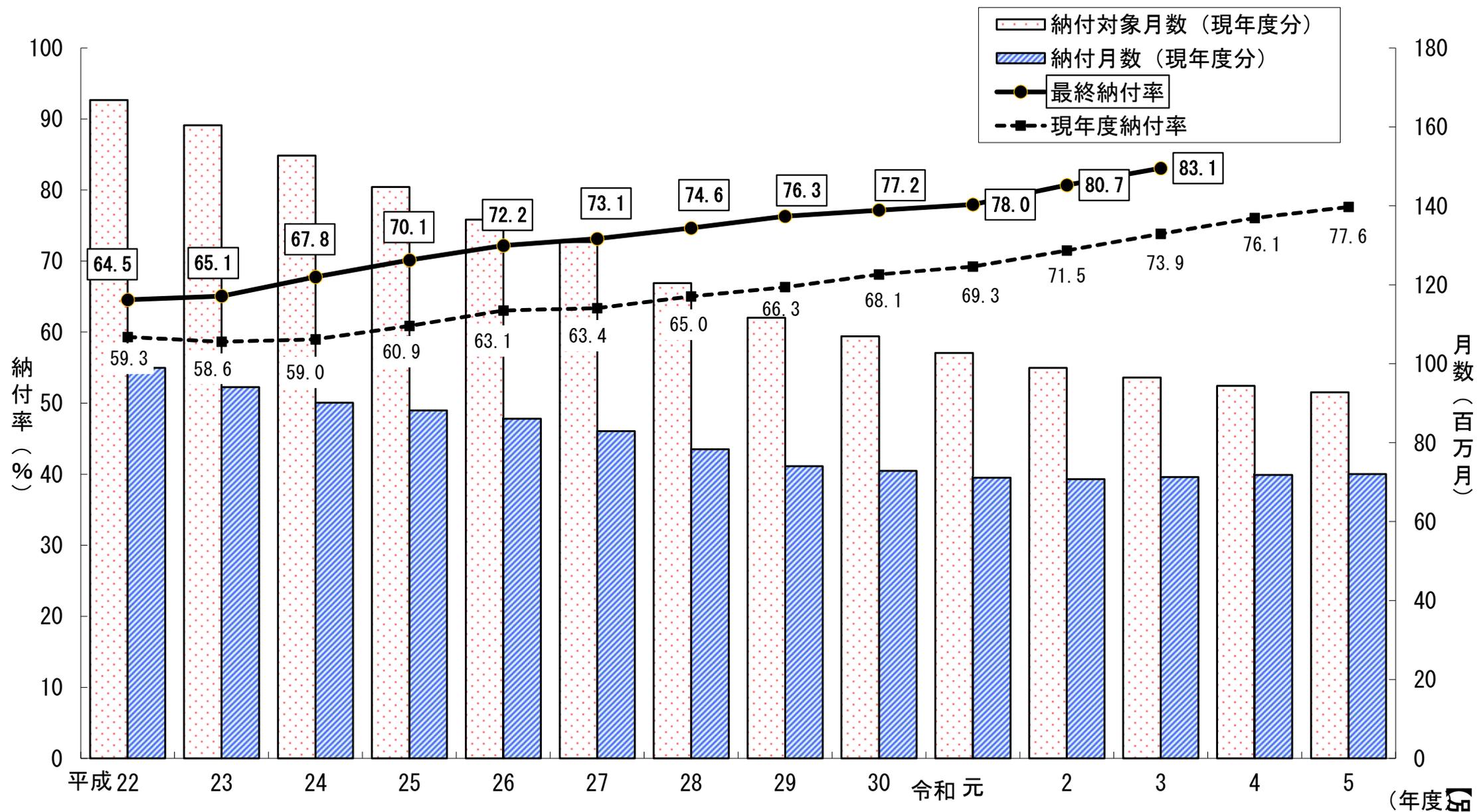
- ◇ 日本年金機構（平成22年1月発足）では、発足当初60%台であった最終納付率について、80%台の安定的確保とその持続的向上を目指して以下の取組を実施した結果、最高値を更新（2年連続で80%台）（別添資料3及び4）

（令和5年度の主な取組）

- ・ 口座振替やクレジットカード納付、コンビニでの納付の促進、スマートフォンアプリ決済サービスでの納付の導入等による保険料を納めやすい環境づくり
- ・ 年齢や所得、未納月数等、未納者の属性に応じて効果的に納付書、催告状等の送付
- ・ 納付督促や免除等勤奨業務を受託する事業者との連携強化
- ・ 他の都道府県に比べ納付率が低い沖縄県の「沖縄プロジェクト」^{（注3）}や未納者数が多い20か所の年金事務所の体制整備等を継続して実施

注3）沖縄県最終納付率（令和3年度分保険料）は80.4%となっており、日本年金機構が発足した平成24年度最終納付率（平成22年度分保険料）の44.4%から36.0ポイント増となっている。

国民年金第1号被保険者の保険料納付率推移（日本年金機構発足後）



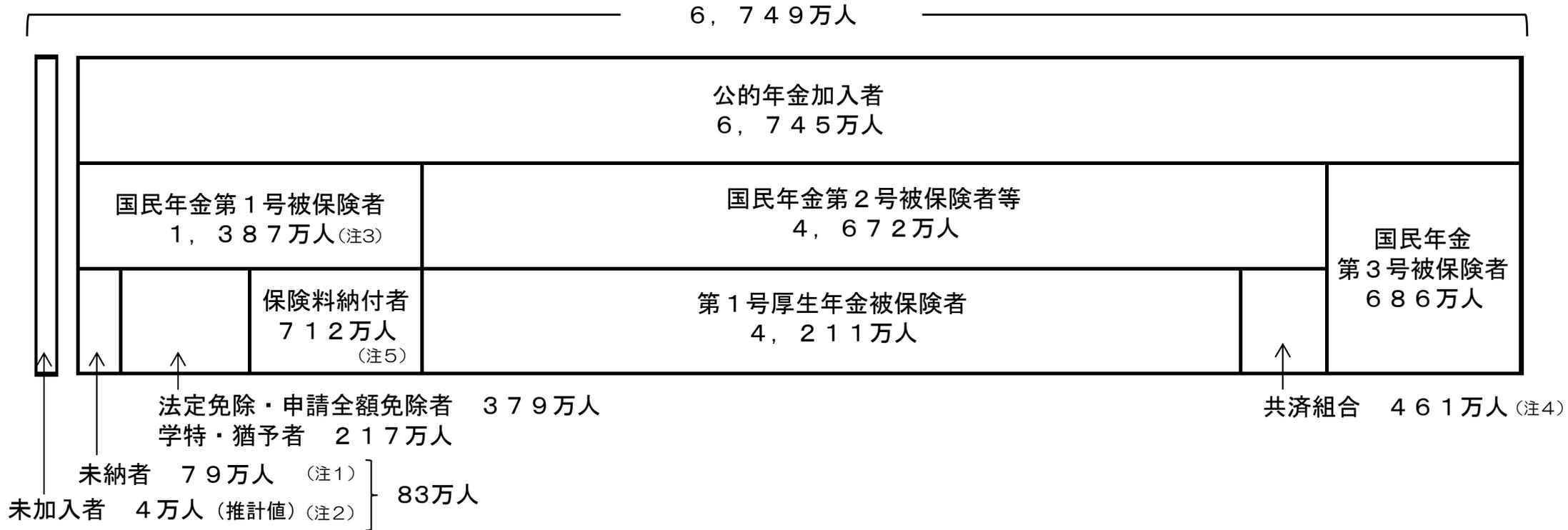
【別添資料1】

注1 納付率（%）= $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率である。

<参考> 公的年金加入者の状況（令和5年度末）



注1) 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（令和4年4月～令和6年3月）の保険料が未納となっている者。

2) 令和4年公的年金加入状況等調査の結果による推計値。

3) 令和6年3月末現在。国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者（21万人）が含まれている。

4) 令和5年3月末現在。共済組合は、第2～4号厚生年金被保険者。

5) 保険料納付者の人数は、国民年金第1号被保険者数から未納者数、法定免除・申請全額免除者数及び学特・猶予者数を単純に差し引いて算出したもの。

6) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

国民年金保険料収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

※納付月数のうち現年度納付月数

○ **口座振替納付の電子申請の導入** (R6. 3~)
 (利用状況)
 R3年度 R4年度 R5年度
 3,058万月 → 2,998万月 → 2,917万月

○ **クレジットカード納付の導入** (H20. 2~)
 (利用状況)
 R3年度 R4年度 R5年度
 497万月 → 548万月 → 587万月

○ **2年前納制度の導入**
 ・ **口座振替による2年前納制度の導入**
 (利用状況) (H26. 4~)
 R3年度 R4年度 R5年度
 29万件 → 27万件 → 31万件
 ・ **現金及びクレジットカードでの2年前納制度の導入**
 (利用状況) (H29. 4~)
 R3年度 R4年度 R5年度
 15万件 → 17万件 → 17万件

○ **コンビニ納付の導入** (H16. 2~)
 (利用状況)
 R3年度 R4年度 R5年度
 2,067万月 → 2,142万月 → 2,108万月

○ **インターネット納付の導入** (H16. 4~)
 (利用状況)
 R3年度 R4年度 R5年度
 735万月 → 743万月 → 888万月

うち
スマートフォン決済アプリ納付の導入
 (利用状況) (R5. 2~)
 R4年度 R5年度
 13万月 → 225万月

未納者

市町村からの所得情報 (令和2年度以降は、情報提供ネットワークシステムから取得)

強制徴収

納付督促

免除等勧奨

納付督促の実施

・ 質の向上
 ・ 効率化

督促度
 重なる
 応じない
 にも

文書

R3年度 3,657万件
 R4年度 3,875万件
 R5年度 3,826万件

電話

R3年度 2,102万件
 R4年度 1,944万件
 R5年度 1,873万件

戸別訪問（面談）

R3年度 229万件
 R4年度 423万件

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

※控除後所得300万円以上かつ7月以上保険料を滞納している方が対象

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最終催告状	2,117件	189,009件	176,779件
督促状	15件	133,476件	102,238件
財産差押	46件	12,784件	30,789件

・ 最終催告状、督促状、財産差押の件数は当該年度に着手した件数

○ 国税庁への強制徴収委任

[基準] 所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上 (H27. 10~)

[実績] R3年度 0件 → R4年度 10件 → R5年度 86件

○ 納付督促の外部委託 (H17. 10~)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文書	848万件	1,027万件	972万件
電話	2,068万件	1,918万件	1,841万件
戸別訪問	223万件	409万件	
合計	3,139万件	3,354万件	2,813万件

※令和5年5月以降、外部委託による戸別訪問は実施していない。

免除等の周知・勧奨

・ 免除や学生納付特例（学生のための保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- 納付猶予対象者の拡大 (H28. 7~)
- 申請免除の簡素化 (①所得に係る税未申告者の申請手続きの簡素化H26. 10~
②失業等による特例免除の添付書類の簡素化R5. 3~)
- 免除の遡及期間の見直し (H26. 4~)
- 免除委託制度開始 (H28. 4~)
- マイナポータルを利用した免除等申請手続きの開始 (R4. 5~)

普及・啓発活動等

○ 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○ 学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

【別添資料3】

国民年金の適用促進・保険料収納対策（1 / 2）

施策	令和5年度の主な取組実績
<p>確実な適用の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○20歳到達者について職権による適用を速やかに実施（99万人）するとともに、若年層の納付率向上に向け、電話番号が収録された方に対して、電話による納付、前納、口座振替、学生納付特例、免除・猶予制度の案内を実施（5.2万人）。 ○34歳、44歳及び54歳到達者のうち、海外から転入された方で、基礎年金番号が付番されていない方等に対して届出勧奨及び第1号被保険者として職権による適用を実施（2.3万人）。 また、J-LIS及び厚生労働省との連携により、海外から転入された方等を早期に適用するためのシステムについて、令和6年度の稼働に向け開発に着手。 ○退職者及びその被扶養配偶者に対し、種別変更事由発生日から2か月後に届出勧奨を行うとともに、届出がされない場合は、職権による適用を実施（115.5万人）し、早期に適用するためのシステムを開発。
<p>関係機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○機構が作成した市区町村担当者向け資料の制度改正内容の反映等を行うとともに、研修を実施しお客様への適切な案内を依頼（1,441回）。隔月で情報誌「かけはし」を作成し情報提供を実施。 また、雇用保険説明会での制度周知や、電子申請に係るリーフレットの窓口備え付け依頼等、ハローワークとの協力連携を実施。
<p>無年金者 低年金者 への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○強制加入期間内で受給資格期間を満たすことができない方への任意加入勧奨について、60歳から64歳に到達する方で、65歳まで任意加入することで受給資格要件を満たす方に勧奨を実施（9千人）し、令和5年度中に任意加入し納付した人は699人となった。 ○追納勧奨について、下記の対象者に追納勧奨を実施（818.9万人）し、令和5年度中に追納をした人は19.7万人となった。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料に加算額が上乘せされる前である免除等承認後2年目の期間を有する方 ・免除等承認後、追納可能な期限（10年）の直前となる9年目の期間を有する方
<p>外国人の 適用対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○法務省出入国在留管理庁から提供される特定技能外国人等の情報を基に、第1号被保険者として適用すべき方573人（自主的に届出された方を除く）について、職権による適用を実施。 ○外国人に対して分かりやすい制度説明を行うため、14か国語版の「国民年金制度の仕組み」や「公的年金制度のご案内」などの制度周知用パンフレット等を活用し、機構ホームページの案内を充実させるとともに、制度周知について市区町村と連携を実施。
<p>納めやすい環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○口座振替及びクレジットカード納付、インターネットバンキング等による電子納付の利用促進に努めた結果、当該納付方法による納付月数の割合が増加。 ○口座振替実施率は33.7%（対前年度比▲0.5p t）。 クレジットカード納付実施率は7.7%（対前年度比+0.4p t）。 口座振替・クレジットカード納付実施率の合計は41.4%（対前年度比▲0.1p t）。 ○口座振替及びクレジットカード納付の利用促進のため、文書による口座振替等の勧奨の実施及び勧奨後にも申出のない方への電話による後追い勧奨等を実施。 ○国民年金保険料納付書に印字されたバーコード情報をスマートフォンの決済アプリから読み取ることによりクレジットカードや第三者型前払式支払手段（いわゆる「〇〇ペイ」）で国民年金保険料を納付することができる仕組みについて、令和5年度は129.3万件（285.8万月）利用。また、コンビニエンスストアでの納付、インターネットバンキング等による電子納付、クレジットカードによる納付について、納付書の裏面及び納付書に同封するチラシに説明を記載することにより周知を図り、その利用促進に努めた。

国民年金の適用促進・保険料収納対策（2 / 2）

施策	令和5年度の主な取組実績
収納対策	<p>①若年者に対する納付督促</p> <ul style="list-style-type: none"> ○20歳到達前の事前お知らせについて、世帯主にも納付メリットを訴求するパンフレットを同封のうえ送付。また、納付方法や学生納付特例制度の手続等の説明動画を機構公式X（旧Twitter）に掲載するなどの周知を図るとともに、未納者には納付状況に応じた専用の催告文書の送付、世帯主にも内容確認いただけるよう工夫した送付用封筒を使用した納付督促を実施する等の取組を実施。若年者に焦点をあてた取組の結果、20歳資格取得後の納付率は71.7%（対前年比+2.1p t）と前年度を上回った。 <p>②未納者属性に応じた収納対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所得・扶養情報を基に、全額免除・一部免除・納付猶予等に該当することが見込まれる未納者に対して、申請書の送付による免除勧奨を実施。また、一部免除が承認されながら未納となっている方に対して、専用の催告文書による納付督促を実施。 ○今年度から新たに未納となった者（1か月未納者及び3か月未納者）に対して、早期に未納解消を図るため、催告文書を本部から一律に送付するとともに、新たに未納となった方（新規1か月未納者）には、個別の状況に応じた催告文書を送付。 ○外国人の未納者について、専用の催告文書や封筒の開封を促すための送付用封筒の作成・送付を実施。 ○50歳台の24か月未納者に対し、今後納付した場合に増える年金額等を記載した別紙を特別催告状とともに送付。 ○マイナポータルとねんきんネットを認証連携済みであり全額免除・納付猶予の対象となり得る方（1.8万人）に対し、申請書の電子送付による免除勧奨を実施。 <p>③地域の実情を踏まえた対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沖縄県については、引き続き、電話や戸別訪問による納付勧奨を効果的に実施するなど、納付率向上に向けた取組を行った結果、現年度納付率は、71.1%（対前年比+0.6p t）となり向上。 ○未納者の多い年金事務所（20か所）については、2課制の導入による事務分担の明確化及び正規職員の増員による体制強化を踏まえ、効果的な取組を継続して実施した結果、20か所の年金事務所の現年度納付率は前年度の74.2%から76.3%と向上。
強制徴収	<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年3月末までに17.7万人に対して最終催告状を送付した上で、なお自主的に納付しない方については、着実に滞納処分を実施。令和5年度に送付した最終催告状に係る納付対象月数165.0万月の内、納付月数は97.1万月であり、この結果、獲得納付率は58.8%となった。 ○督促状送付対象者のうち、控除後所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上の国税委任要件に該当する方に対し、令和6年3月末までに新規委任86件を国税庁へ滞納処分等の権限委任を実施。

年金手続のデジタル化の推進（各種申請手続、情報提供、決済手段）

- これまで紙による申請や紙での郵送のみであった年金手続について、順次、デジタル化を進めている。（※）
- あわせて、国民年金保険料についてスマホアプリによりキャッシュレス納付できる環境整備に取り組んでいる。

※事業所にかかる主要7届書（資格取得届等）における電子申請割合は70.4%（令和6年3月末）となり、令和元年度23.9%から46.5%上昇

